

ヤングケアラー支援研究事業  
第7回事例検討会 議事メモ

日 時：2022年9月26日(月) 13時30分～15時00分

参加者 助言者：齊藤真緒氏（立命館大学）奥山真紀子氏（医師）

児童家庭支援センター

栃木県	ちゅうりっぷ	
横浜市	みなと	和田、工藤、岩崎
福井県	めぐみ	川田
	あわら	山本
	一陽	亀間、吉村、野尻、深尾
福岡県	SOS 子どもの村	松崎、西原、橋本
大分県	光の園	葛城
	和	山本
	ゆずりは	井手
全国児童家庭支援センター協議会		橋本

1. 第6回事例検討会 議事メモ、講義録の確認（前回の振り返り）

(1)福井新聞で9月の23日から延べ5回にわたってヤングケアラー特集が組まれており、この取り組みも掲載いただいている。ちなみに第1回目の記事は、1面トップ。後日、記事PDFをお送りする。

2. 事例報告⑨

1. ケースの概要

本児（長女）：高校3年生（初回来所当時中学2年生）

父：30代（派遣アルバイト）

母：30代（フルタイム勤務、倉庫内での仕分け業務）

妹：小学2年生

本児、中学2年生の時に万引きを主訴に児童相談所より当センターを紹介され来所される。

小学校5年生時にMoからの身体的虐待により一時保護歴あり。児童相談所がフォローしていたが、現在は要対協ケースではなくなっている。来談当初、Faは仕事を転々としており、Moは職業訓練（簿記）受講中のため、生活保護を受給していた。

FaからMoへのDVあり離婚問題が常に持ち上がるが具体的な動きにはつながっていない。Faから子どもへの暴言・暴力もあり、万引きの背景には家に帰ることが怖くてショッピングセンターで時間をつぶしていることがわかる。

妹が小学校入学し次第に妹の家庭、学校での不適応行動が見られるようになり、姉とともに当センターへ通所を開始する。妹に発達検査を実施したところ、軽度知的発達障害

にあたる発達水準にあることがわかる。

両親に代わって、妹の登校前の着替え、食事、登校付添い、学校との連絡などを本児が行い、妹の登校しぶりもあるため、本児の高校の遅刻、欠席などが増えていく。土日仕事両親に代わって本児の世話をしており、夕食などの準備を本児が行うことも多い。進路選択の時期にあたるが、家庭環境が不安定であること、過去の被虐待歴による対人関係の不調があることにより、進路の検討だけではなく卒業そのものが危ぶまれる状況となる。

#### 支援・家族の状況（アクション）

- X年 5月 本児、父母でセンター初回来所。月2回ペースで親子並行面接を継続。  
X+4年 5月 妹センター初回来所  
7月 妹の発達検査実施（FSIQ67、VCI74、PRI67、WMI71、PSI83）  
8月 妹の在籍校SSWとの情報共有  
9月 役所との情報共有。要対協ケース協議の開催  
10月 本児、美容師専門学校への進学を希望するがFaの了解得られず断念  
X+5年 2月 本児より家を出たいと希望あり、自立援助ホームを見学  
就職活動を支援。ハローワークの紹介。学校の就労支援担当者との連携  
3月 本児、高校を卒業するが無職、家事および妹の世話をすることになる。

妹の発達検査を行い、学校との環境調整を行うとともに、役所との情報共有を行い、要対協ケースとして学校・役所との連携を開始する。本人には単独でセンター来所をしてもらい、高校卒業を目標にカウンセリングを継続する。

- X+5年 4月 Faから本児への暴力により警察介入あり  
センターでのカウンセリングは途切れがちながら月1回程度で継続。  
5月 Faからセンターへの来所を禁止される  
6月 学校にて母と本児・妹の親子並行面接を開始（頻度：月2回）  
役所のDV支援窓口をMoに紹介  
9月 Mo離婚を考え、DV被害者のための講座を受講  
10月 障がい者基幹相談支援センターをMoに紹介  
11月 妹の放課後等デイサービスの見学（母のみ）

Faからの暴言・暴力、Moからの過干渉、妹の世話の負担により、本人の家を出たいという希望が強くなり、自立援助ホームの見学などを行うものの、親から離れることへの不安が高まり断念。新型コロナウイルスの流行に伴い、Faが外出を制限するようになりセンターへの通所ができなくなったことにより、学校の相談室を借りて母・本児・妹の面接を開始することとなる。

この間、区のDV支援窓口、障がい者基幹相談支援センターとMoに紹介し、DVカウンセリング、妹の放課後等デイサービスの利用などを促し、Moの心理的ケア、妹の居場所の確保、本児の負担の軽減を図ろうとするが、利用にはつながらず。

X+6年3月 本人が家を出たい気持ちが再度強くなり、母方祖父母がいる他県の友達のとこに身を寄せる計画が持ち上がるが、母との話し合いにより家にとどまることとなる。

8-9月 学校での相談面接への来所がなくなり、Moと音信が途絶える。  
学校・役所との情報共有を継続。

10月 学校での面接が再開。

X+7年7月 本人 アルバイトを開始

学校、役所との情報共有を継続しながら、妹に対する支援に焦点をあてながら、本児の自立支援を行っていった。

#### 課題・成果（イシューポイント）

学校、役所、障がい者基幹相談支援センターと役割分担を行い、密な情報共有を行いながら、家族全体を包括的にサポートしていった。

本児に対しては、親子関係、対人関係の不調への介入、心身の不調を支えることによって何とか高校卒業、アルバイトの継続をサポートすることはできた。

しかし、FaとMo・本児の関係が極めて不良であり、Faへの介入が途絶えたことで家族内で支援を受けていることが秘密事項となってしまう、暴言・暴力のあるFaへの介入が警察介入のみとなっていった。

ヤングケアラーとしての認識が薄かったこともあり、虐待によるトラウマケア、親との関係調整に焦点が当たりがちであったが、本児の負担軽減のための介入はもっと検討できたのではないかと考えられる。

### 3. 事例報告⑩

#### 1 ケースの概要

本児	12歳	中学1年生女兒・療育手帳B2所持。 特別支援学校在籍。
祖母	63歳	無職・生活保護受給 精神疾患既往歴あり。
実母	33歳	作業所利用・生活保護受給 精神疾患既往歴あり。
異父妹	5歳	
叔母	25歳	作業所利用・生活保護受給 精神疾患既往歴あり。
従妹	3歳	児童発達支援センター利用
従妹	2歳	児童発達支援センター利用

3つの家庭が生活保護を受け、同居している家庭である。保護者は、それぞれ、精神疾患の既往歴があり、養育能力が低い。家中に物が散乱していたり、虫が這ったり飛んだりしており、不衛生な様子が伺える。金銭管理も難しく、月の途中には、毎月生活が苦しくなる状況もある。3人の幼児が居ることで、本児が下の子たちのお世話をしたり、家事を助けたり（大人は動かず、本児が指示され動く状況）等、しなければならず、ヤングケアラー傾向がある。保護者は、性的モラルに乏しく、家族以外の他人が複数出入りしていたり、暴言・暴力が日常的にあつたりと生活環境は、落ち着かない。

長期的に複数の支援機関が関係づくりや見守りをしながら関わりを継続しているケースである。

## 2. 支援・活動の状況（アクション）

X年Y月	<p>本児、3歳の時に、初めてショートステイを利用。当時は、祖母・本児・叔母の3人世帯であったが、以前より、ネグレクト・家庭環境の荒々しさがあり、市や児童相談所で見守りをしてきたケースであった。当初は、祖母が公的機関への警戒心があり、サービスの利用については、消極的であったが、祖母の養育疲れ等もあり、利用に繋がっている。</p> <p>その後、複数回、ショートステイを利用。センターで本児を預かることで、本児や祖母との関係が出来てきて、祖母が困りなどを話してくれるようになる。また、汚れたまま持たせていた衣服なども回数を重ねるごとに、洗濯されたきれいな物が準備されていたりと、養育についての改善が見られるようになった。</p>
X+4年	<p>離れて暮らしていた実母と異父妹と一緒に暮らすようになる。異父妹に手がかかるということで、祖母の養育疲れが再発。異父妹と一緒にショートステイを利用するようになる。</p>
X+5年	<p>叔母が出産し、従妹を連れて家に戻る。家庭のネグレクト環境が悪化。ショートステイの利用が増えてくる。</p>
X+6年	<p>叔父が結婚し、従妹が生まれるが、離婚。養育が出来ず、祖母に預け、家を出る。従妹の養育は、祖母が担うようになる。この頃から、本児が下の子のお世話をしたり、家事を手伝ったりすることが目立つようになる。</p> <p>家庭環境も落ち着かないため、毎月、市と児家センで共に家庭訪問等を行いながら、家庭の様子の見守りを継続。施設入所等も提案するが、祖母は、児童相談所が関与することへの抵抗があり、施設入所へは消極的であった。この間もショートステイは、頻繁に利用。</p> <p>本児は、「家の手伝いをさせるから」とショートステイを利用する回数は少なくなる。祖母へは、普段本児が頑張っているの、下の子たちが居ない間は、少し甘えさせてあげて欲しい旨をアドバイス。祖母、了承。</p>
X+7年+12月	<p>市と同行訪問の際、祖母より、叔母による従妹への身体的虐待の傾向の相談あり。(精神疾患による他人格によるもの) 従妹を長期的に施設へ預</p>

	<p>けたい意向があり、従妹のみ一時保護となる。叔母の状態が落ち着いたことから、1ヶ月程で引き取りとなる。</p> <p>児童相談所より、指導委託での家庭訪問の依頼があり、1ヶ月に1回訪問し、家庭の状況を確認すると共に養育についてのアドバイスを行う。定期的に関係者会議を実施し、情報共有を行う。</p>
X+8年+2月	<p>実母が入院の為、本児と異父妹が一時保護となる。長期になりそうであったため、その後、施設入所。2ヶ月入所するが、母の退院により家庭引き取りとなる。(この間も指導委託は継続)</p> <p>指導委託終了後は、市との同行訪問、定期的な関係者会議を実施。</p>
X+9年+2月	<p>市より「支援対象児童等見守り強化事業」の事業委託があり、本家庭へも週に一度、弁当と必要に応じて日用品・食料を届けることとなる。</p> <p>ショートステイは、月に一度は利用するが、本児が利用する回数は少なくなる。訪問した際、本児が率先して準備をし、保護者は座って命令するのみである。</p>
X+10年+6月	<p>本児、久しぶりのショートステイ利用。利用の際、甲斐甲斐しく、下の子どもたちのお世話をする。ゆっくりしていて良いことを伝えると「そうやって私の仕事を奪うんや」との発言あり。「～ちゃんはそう感じるんだね」と伝えると「うん」と即答する。下の子どもたちのお世話をすることで、家庭の中で自分の存在意義を保っている感じも伺われる。</p>
現在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象児童等見守り強化事業で週1回の訪問を継続</li> <li>・ヤングケアラー支援研究事業の補助金で、本児へ衣服や学用品などを提供。</li> <li>・定期的な関係者会議を開き、情報共有を行う。</li> </ul>

### 3. 課題・成果（イシュー・ポイント）

・長期的な関わりを通して、本ケースとの関係構築をすることが出来、SOSを出してくれるようになった事から、必要な関係機関へ繋ぐ事が出来、祖母の公的機関への警戒心も溶け、児童相談所も介入出来るようになった。

・以前よりも暴力的な関わりは、減ったものの、ネグレクト環境、性的なモラルに乏しい点、経済管理の問題、養育能力が低い点等、課題は山積みである。大きな傷痕等はなく、命に関わる状態ではないため、一時保護や施設入所には、児童相談所もなかなか踏み込むことが出来ないケースである。

・下の子どもたちのお世話や家事の手伝い等を行うことで、本児自身が家庭での存在意義を保っている所があり、その部分を否定することは出来ないが、関係機関からの情報からも本児のヤングケアラー傾向は、祖母が年齢を重ねるに伴って増えて来ている状況が伺え、今後も本児の負担が増加していくと思われる。

奥山氏より

第1のケース。まず本当に長い間ご苦労様ですというのがある。私も長く関わっているケ

ースで時々思うのは、何とか頑張っている程度の支援をしてしまうと、ある程度は行くが、逆に支援がなければ、崩れていって、もっと早くに強い介入ができたんじゃないかと思うようなときもある。どこまで繋いでいくのがいいのかなというのをいつも悩んでいるところなので、そういうモヤモヤもきっとお持ちなのかなとか思いながら聞いていた。

齊藤氏より

1 ケース目は、質問もさせていただきましたが、父親だけではなく、母親との関係性も、本児にとっては大変だったと思います。長期にわたる支援を通じて、家族関係は変化するという、特に、子供が、親と距離をとれるような交渉力（語彙、語法）などを獲得できるということ、このことは、支援の視点として、とても重要であると思います。子どもアドボカシー（最近学会が立ち上がりましたね）やエンパワメントへの関心が高まっていますが、そういう観点からみても、すばらしい成功事例だと思います。

2 ケース目は、話題にもなっていたように、ヤングケアラーの何を「問題」とするのか、が問われている、と思いました。お手伝いの域を超えているかどうか、というわかりやすい指標だけではなく、奥山先生も最後のほうでおっしゃられていたように、本人が将来どのように生きていくのか、ということを見総合的に見ていく必要があると思います。知的障害がある人の仕事は極めて限定的である中で、自分の強みを見つけていく、周囲から評価されることで自信をもちながら、力をつけていく、というプロセスにおいて、彼女がケアにやりがいを感じていることは決して悪いことではないと思います。前回話題になったように、ケア役割とジェンダーは強い相関関係にあります。ケアにかかわる経験での自信を足場にして、もっといろんなことにチャレンジしていけるように、支援者がかかわることが重要ではないかと思えます。特別支援学校での学びと進路選択がとても重要になっていくと思えます。

「ヤングケアラー支援」といったときに、「ケアをさせない」ことだけに集中するのが決して正解とは限らないと思えます。子ども・若者の進路選択においても、課外活動や留学といった、わかりやすい家庭外の活動だけが評価をされて、家庭内でのケアを通じて培ったスキル（忍耐力、人の話を聞く、マルチタスクなど）が、きちんと社会の側で評価されていないということは、子供の側の問題ではなく、大人の側の問題だと思います。この点を踏まえて、明らかに問題だと感じたことは、1 ケース目の事例において、両親が働いているからと言って、妹のことで問題が起こった時に、お姉ちゃんの学校に連絡をする、という支援者側の問題のとらえ方です。この点こそが、「ヤングケアラー」を所与のものとする、場合によってはその役割をさらに助長する、「家族だからやって当たり前」という考え方に根差した行動であると思えます。

2つのケースに共通する問題としてとても気になったのは、性に関する問題です。1 ケース目の父親からの性的暴力の問題、2 ケース目でも、性のモラルの乱れ（内容まではわかりませんが）が、子供の今後の対人関係において、どのような影響を及ぼすのか、という点です。2 ケースとも対象となっている児童は女性であることにかんがみても、慎重にはならざるを得ませんが、影響は深刻になりうるのではないかと気がなりました。

以上